

次に、所得譲与税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の税収の一部を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与する制度を創設するものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。平成十六年度分の地方交付税の総額につきましては、一般会計から交付税特別会計への繰り入れ等により、十六兆八千八百六十億円といたしました。普通交付税の算定のための単位費用の改定等を行なうほか、税源移譲予定特例交付金の創設、臨時財政対策債の発行期間の延長、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方団体の負担の特例措置の延長等を図るため、関係法律の改正を行なうこととしております。

以上が、平成十六年度地方財政計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、御慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをよろしくお願い申し上げます。
(拍手)

國務大臣の発言(平成十六年度地方財政計画について)並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、所得譲与税法案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨に対する質疑
<p>○議長(河野洋平君)　ただいまの地方財政計画についての発言及び三法律案の趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。松崎公昭君。</p> <p>〔松崎公昭君登壇〕</p> <p>○松崎公昭君　私は、民主党・無所属クラブを代表して、地方財政計画、地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案について質問いたします。(拍手)</p> <p>冒頭、質問を行う前に、政府の地方分権政策の問題点について指摘しておかなければなりません。冒頭、質問を行う前に、政府の地方分権政策の問題点について指摘しておかなければなりません。</p> <p>小泉総理が三位一体の改革をぶち上げたとき、私は、補助金や交付税の削減自体が悪いと言つておられます。ここまで計算に入れますが、今回も税源移譲は削減額の約一・六%にすぎない。税源移譲の実態はほとんどないに等しいと言わざるを得ません。</p> <p>私は、補助金や交付税の削減自体が悪いと言つておられます。ところが、政府が行おうとしていることは、税源移譲の大福先送りです。昨年六月四日福田官房長官も、一つを先送りするのでは三位一体にならない、税源はいいんですというわけにはいかない、こう発言しておられました。まさ</p>

た一方で、補助金と交付税の削減のみが先行。今まで、指摘しなければならないことは、小泉三位一体改革が財務省主導の単なる地方いじめとは、歴史上、昭和十九年の対GDP比一五%以来のことであり、まさに戦時下同様の水準に達しています。

このことは、数字を見れば明らかです。政府が示している本年度の補助金削減は一兆三百億円、

地方交付税の削減は一兆一千八百三十二億円の合

計約二兆三千億円です。それに対して、地方への税源移譲はたった四千五百七億円。

加えて、赤字地方債であります臨時財政対策債の削減によって、地方にとってさらに事態は悪化しております。この分の約一兆六千八百億円をさきの補助金、交付税の削減額と合わせれば、地方にとって削減額は、実は三兆八千八百億円に膨れ上がります。ここまで計算に入れますと、今回も税源移譲は削減額の約一・六%にすぎない。税源移譲の実態はほとんどないに等しいと言わざるを得ません。

私は、補助金や交付税の削減自体が悪いと言つておられます。ところが、政府が行おうとしていることは、税源移譲の大福先送りです。昨年六月四日福田官房長官も、一つを先送りするのでは三位一体にならない、税源はいいんですというわけにはいかない、こう発言しておられました。まさ

<p>た一方で、補助金と交付税の削減のみが先行。今まで、指摘しなければならないことは、小泉三位一体改革が財務省主導の単なる地方いじめとは、歴史上、昭和十九年の対GDP比一五%以来のことであり、まさに戦時下同様の水準に達しています。</p> <p>このことは、数字を見れば明らかであります。(拍手)</p> <p>他方、国の予算に目を転じてみると、長期債務残高の対GDP比一四三%，このような大借金は、歴史上、昭和十九年の対GDP比一五%以来のことであり、まさに戦時下同様の水準に達しております。しかし、地方に匹敵するような大規模な削減もしないで、相変わらずの借金漬けの体質のまま、国債発行総額は百六十二兆円を超える未曾有の規模です。借金を減らす努力よりも、いかに借金をスマーズに行なうかだけに腐心した数字であります。</p> <p>結局、中央政府の歳出削減のしわ寄せ、財政再建の負担をただ地方に押しつけているだけではありませんか。これでは、財務省の財務省による財務省のための地方榨取と呼ばざるを得ません。</p> <p>合せの予算案でした。</p> <p>結局、中央政府の歳出削減のしわ寄せ、財政再建の負担をただ地方に押しつけているだけではありませんか。これでは、財務省の財務省による財務省のための地方榨取と呼ばざるを得ません。</p> <p>(拍手)</p> <p>昨年の暮れになつて補助金と交付税の大削減方針を示され、国のような数字合わせもままならない地方は、予算編成の見直し作業に追われ、大混乱の状態にあります。</p> <p>中には、沖縄県の宮古島の平良市のように、赤字予算を発表した自治体まであらわれました。国の指導により撤回させられましたが、地方からの声として改革の無理さかげんを国に知らしめたい、こういう市長さんのねらいだったようあります。</p>

このほかにも、多くの知事から、国の財政再建が優先されて地方分権の進展と全くかけ離れていたことは、ことしだけは何とか乗り切ったとしても、来年度以降、地方財政が完全に行き詰まってしまうことは間違いないありません。政府は、今後さらにこのような改革を進めること自体が可能だと考えているのか、特に、税源移譲の先送りを來年度以降も続けるつもりなのかどうか、財務大臣と総務大臣の見解をお聞きします。

また、このような地方の苦しみを政府はどの程度認識しているのか、甚だ疑問であります。今回三位一体予算によつて、四十四都道府県で二兆六千百六十億円の財源不足が生じていると言われておりますが、市町村ではどの程度の財源不足が生じているのか。そして、この地方の悲鳴に対して何か対策を考えているのか。この点について総務大臣に質問をいたします。

三位ばらばら改革のもう一つの特徴は、中央省庁と与党族議員の既得権益を最大限温存し、逆に地方の自主性向上ができるだけ抑えた、かけ声は地方分権実態は中央集権であることです。

今回、税源移譲予定交付金として手当てされる義務教育費国庫負担金の退職手当、児童手当分の暫定的な一般財源化についても、教職員退職手当は地方政府が独自に減額できるものではなく、裁量の

おられます。

これは、ことしだけは何とか乗り切ったとしても、来年度以降、地方財政が完全に行き詰まってしまうことは間違いないありません。政府は、今後さらにこのような改革を進めること自体が可能だと考えているのか、特に、税源移譲の先送りを來年度以降も続けるつもりなのかどうか、財務大臣と総務大臣の見解をお聞きします。

余地は極めて少ないと言えます。同じことは、所が譲与税で手当てされる公立保育所運営費についても言えることです。基準を国が握っている限り、地方の裁量権は発揮されません。

地方政府が廃止を求めていた奨励的補助金には余りメスを入れず、国の権限、コントロールを温存できるように、中央省庁の官僚と与党の議員たちが談合して絞り出したのが、今年度の政府の三位一体改革です。

もつと、国による基準を弾力化したり、自治体が地域に合った基準をつくれるようにすべきだと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

次に、地方税法改正について質問します。

本法案には、さまざまな理由のもとに数々の増税策が盛り込まれております。しかし、私がこれまで述べてきましたように、補助金や交付税の削減を税源移譲に先行させて地方財政を絞り込み、地方の権限の増大にもブレーキをかける政府の方針から見ると、本法案の実質は、課税自主権拡大などの美名のもとに、相変わらず地方税の細部まで国が決め、政府の財政失政の負担を單に国民に押しつけるものではないでしょうか。総務大臣の見解を伺います。

次に、交付税法改正に関する質問です。

本法案には、十分な税源移譲を担保しないままに、中央政府が一方的に地方の歳出をマイナスに見直し、地方交付税総額を抑制するものであると同時に、交付税制度の抜本的改革に全く手をつけ

ていないという根本的な問題があります。

であります。

本来なら、地方への税源移譲という王道をとるべきだったと考えますが、そつはしないでこのよ

うな手法をとつた理由と、来年度以降もこのよう

な現実です。制度誕生から五十年、制度疲労は著しく、交付税特別会計はパンク寸前のところまで

来ております。総務省内部からも、地方交付税制度は破綻状態に近く、今までは制度として維持できないという声さえ上がっています。

政府は、交付税法第六条の三の二にある交付税率の変更または制度の改正が必要な事態が九年も続いているながら、何の変更や改正も行わず、ただ借金の算段だけをしてきたのではないか。

政府は、交付税法第六条の三の二にある交付税率の変更または制度の改正が必要な事態が九年も続いているながら、何の変更や改正も行わず、ただ借金の算段だけをしてきたのではないか。

政府の名ばかりの三位一体改革に対しても、我々

民主党は、真の地方分権を実現するためのマスターープランを用意しております。

時間の都合で簡単にしか述べませんが、民主党の改革案では、総額二十・四兆円の地方に対する補助金を抜本的に改革し、まず、五・五兆円の税源移譲と十三・二兆円の一括交付金創設を行います。最近発表した民主党予算案によれば、民主党の案の地方自主財源は六十五・七兆円であります。

政府の案であります五十一・五兆円に対して、十四・二兆円も増加をしております。民主党の地方分権案こそが三位一体の名に値する改革案であり、地方に自由を約束するものです。

民主党の地方分権案について御見解があれば、総務大臣の所見を伺います。（拍手）

分権時代を迎へ、財源は国から県、県から市町村という流れは基本的に変わりません。だとすると、國家公務員を地方に、県職員を市町村へ移す仕組みが必要になると私は思います。

二〇〇〇年四月の分権一括法で、県から市町村へ分権を進めていますが、財源と同時に人が不足しているのが現状です。政府は、このような人の

面からの分権政策を検討しているのでしょうか。

岩手県や宮城県では既に入つきの分権を始めていますが、それについて政府はどういう見解を持っていますか。

次に、政府の合併促進策について御質問します。

地方分権時代にふさわしい基礎自治体づくりを目指して、平成十七年三月を期限として市町村合併が進められています。政府は、合併促進のためとして、合併特例債の発行を大盤振る舞いで認めています。しかし、来年度の交付税を無理やり削減しようとする一方で、交付税の先食いそのものである合併特例債の大幅発行を進めていることは、政策として実に矛盾していると考えます。

そこで、総務大臣に質問します。

平成十七年三月時点での合併特例債発行予想額は幾らと見積もっているのか、さらに、その償還はどうするつもりか、お聞きをいたします。

最後に、小泉改革の本丸であります郵政民営化についてお聞きします。

小泉首相は、郵政民営化法案について、内閣官房を中心を作成する方向で検討に入つたと伝えられております。本来、郵政事業の管轄は総務省であるはずであります、が、総務省に任せない理由について官房長官に伺います。渦中の総務大臣にも一言お願いをいたします。(拍手)

道路公団改革などでの妥協、後退で、小泉改革の最後のとりでとなりました郵政民営化論議が、十七日から経済財政諮問会議で始まりました。妥協なら改革崩れの声を前に、総理が、郵政民営化ができないときは自民党がぶつぶれるときだけの意気込みで臨む法案化に対し、郵政族の牙城である郵政事業懇話会は綿貫会長にかわって引き締めを図り、郵政事業改革特命委員会も民営化の慎重派で固めています。

一月二十七日の財政諮問会議で、麻生総務大臣は中間報告に対して慎重論を述べております。ポート小泉を意識して、総務省と同調し、郵政民営化を骨抜きにするのではないかと考えられているのですが、総理の最重要政策である郵政民営化に対する、総務大臣としてどのように対応するのか、明確な考え方をお示しください。(拍手)

このように、三位一体の改革については、税源移譲を含め着実に進められたと考えております。また、郵政民営化法案についてのお尋ねがございました。

郵政事業の民営化については、現在、経済財政諮問会議において検討を進めており、本年春ごろに中間報告を作成し、秋ごろまでに国民にとってよりよいサービスが可能となる民営化案を取りまとめ、平成十七年に改革法案を提出することとしております。

郵政民営化の法案作成をどのような体制で進められます。(拍手)

○国務大臣(麻生太郎君登壇) 松崎公昭議員から十一

問質問をいたしております。

まず最初に、今後の改革の推進及び税源移譲に関するお尋ねをいただいております。

御存じのように、平成十六年度におきましては、国庫補助負担金については一兆円程度の廃止・縮減等を行いましたが、事業そのものを廃止・縮減するものにつきましては四千二百億円程度と、事業を引き続き継続する、地方が主体となつてやつていく必要のあるもの六千百億円といふものに分けまして、精査した上、後者につきま

ました。

十六年度においては、十八年度までに所得税か

ら個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、当面の措置として、所得譲与税の創設に

ととし、当面の措置としては、先ほど官房長官からとした原則のもとで、税源の移譲につきましては、平成十八年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することといたしました。

こうした原則のもとで、税源の移譲につきましては、当面の措置としては、先ほど官房長官からも御答弁がございましたように、所得譲与税の創設により税源を移譲します。また、義務教育費国庫負担金の退職手当等の一般財源化については、税源移譲予定特例交付金により暫定的に財源措置を講ずることとしており、合わせて六千五百五十八億円の手当てを行うこととしております。

このように、三位一体の改革については、税源移譲を含め着実に進められたと考えております。また、郵政民営化法案についてのお尋ねがございました。

郵政事業の民営化については、現在、経済財政諮問会議において検討を進めており、本年春ごろに中間報告を作成し、秋ごろまでに国民にとってよりよいサービスが可能となる民営化案を取りまとめ、平成十七年に改革法案を提出することとしております。

○国務大臣(谷垣禎一君登壇) 松崎公昭議員から十一

問質問をいたしております。

まず最初に、今後の改革の推進及び税源移譲に関するお尋ねをいただいております。

御存じのように、平成十六年度におきましては、国庫補助負担金については一兆円程度の廃止・縮減等を行いましたが、事業そのものを廃止・縮減するものにつきましては四千二百億円程度と、事業を引き続き継続する、地方が主体となつてやつていく必要のあるもの六千百億円といふものに分けまして、精査した上、後者につきま

まず、三位一体の改革についてお尋ねがございました。

〔国務大臣福田康夫君登壇〕 ○国務大臣(福田康夫君) 松崎議員にお答えします。

三位一体の改革についてのお尋ねであります

とは地方に、権限も責任も持つてやつていただくということとあわせて、国、地方全体のスリム化も推進するという観点から進めていくものでござります。

すなわち、いわゆる恒久的な一般財源化を行つたものにつきましては、税源移譲対象額として精査した額を所得譲与税として税源移譲し、そして、その他、例えば義務教等につきましては、税源移譲予定特例交付金及び御存じのまちづくり交付金により措置をすることといたしております。

この所得譲与税につきましては、平成十八年度までに所得税から個人住民税へ本格的ないわゆる税源移譲を実施することを前提にして、十六年度におきます移譲規模などを考慮いたしまして暫定的な税源移譲措置を創設したものでありまして、税源移譲を先送りしたのではないかという御懸念は当たらぬものと存します。

一方、交付税総額の抑制につきましては、地方財政が平成十六年度末で借入金残高約二百四兆円と多額になることが見込まれております非常事態とも言えるような状況であることを考えまして、三位一体の改革の中でいろいろ御議論があり、地方歳出の抑制等を通じまして財源不足を圧縮し、いわゆる健全財政を進めることは避けられないとの判断をした上から決定をいたしております。

したがいまして、各地方団体におきましては、それぞれの歳出を、その構造にまで踏み込んで、これまで以上に厳しく財政支出等々を見直していくだけ、健全財政化について一層御努力をお願いせねばならないと考えております。

いずれにいたしましても、地方財政というものの健全化を念頭に置きまして、地方がこの結果三元

気が出、そのために自由度がふえ、そして、そのために自主財源というものが拡充するということを目的として、地方団体の声を聞きながら、今後とも三位一体の改革に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、市町村の財源不足額及び地方の財源不足に対する対応についてのお尋ねがあつておりま

サービスに対応していくためには国の義務づけについても見直す必要があるということにつきましては、同じように考えておりますので、こうした点につきましては、地方団体の声も踏まえつつ、所管省庁に対して制度の見直しの働きかけを行つてまいりたいと思っております。

四番目に、地方税法の改正についてのお話がありました。

地方の一般財源の収入増を図ろうとするのは当然であります。が、國、地方を通じまして、行財政の簡素効率化を図ることもまた当然重要であります。

收支のギャップを縮小していくことというのが基本であります。が、いずれにいたしましても、地方税の充実を基本とした國と地方の税源の配分の見直しなど、地方財政の課題につきまして、三位

この財源不足に関するところがまちまちなため、統一的に把握するということは極めて困難であります。しかし、地方交付税総額等の抑制につきましては、今申し上げましたとおり、御存じのような非常事態でもありますので、こういう地方歳出の抑制、財源不足の圧縮によるいわゆる健全化といふものは避けて通れないところであります。この点は努力をしていただかねばならぬところでもあります。

しかし、それでもなお財源不足が生じ、予算編成が困難な団体、地方団体、公共団体に対しましては、きめ細かく相談に応じながら、地域再生事業債の活用や財政健全化債等を弾力的に運用して措置を講ずることにより対応させていただきたいと存じます。

国によります基準の弾力化についても御質問がありました。

今回の地方税法改正は、いわゆる地方分権を推進するため、地方の自主財源であります地方税の充実確保を図るという基本的な考えに立ちまして、持続的な経済社会の活性化というものを実現するためのるべき税制の構築を目指して、個人住民税の均等割の見直し、固定資産税のいわゆる条例減額制度の創設、また課税自主権の拡大などの措置を講ずることといたしておりますが、国民へ負担を押しつけているのではないかとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、地方交付税の現状認識及び改革の方向性についてのお尋ねがあつております。

御存じのように、現在の地方財政は大幅な財源不足となつておりますが、交付税特別会計の借入金残高は、平成十六年度末で五十兆二千億円となつてゐます。

これらにつきましては、まず借入金への依存か

一体の改革の中での幅広く検討を行つていかねばならぬものと思つております。

このような中で、平成十六年度の地方財政は、引き続き大幅な財源不足が生じることと見込まれます。したがいまして、地方交付税法第六条の第三項の規定に該当することと相なりました。

そのため、交付税特別会計借入金の償還の繰り延べ、建設地方債の増発などを行つてもなお生じます財源不足につきましては、引き続き国と地方が折半してこれを補てんすることいたしまして、国負担分につきましては国の一般会計から交付税の加算、また、地方負担につきましては特例的な地方債、いわゆる臨時財政対策債によりまして補てん措置を講じる制度の改正を行いまして、これに基づいて交付税法改正案を今国会に提出いたしております。

次に、地域再生事業債の拡大や財政健全化債の

今回の地方税法改正は、いわゆる地方分権を推進するため、地方の自主財源であります地方税の充実確保を図るという基本的な考えに立ちまして、持続的な経済社会の活性化というものを実現するためのあるべき税制の構築を目指して、個人住民税の均等割の見直し、固定資産税のいわゆる条例減額制度の創設、また課税自主権の拡大などの措置を講ずることといたしております。国民へ負担を押しつけているのではないかとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、地方交付税の現状認識及び改革の方向性についてのお尋ねがあつております。

御存じのように、現在の地方財政は大幅な財源不足となつております。交付税特別会計の借入金残高は、平成十六年度末で五十兆二千億円となる見込みとなつておる状況にあります。

これらにつきましては、まず借入金への依存から脱却するということは大事なことでありますので、経済社会の構造改革の推進等々によりまして、やはり経済の活性化を通じて、地方税などの

一体の改革の中での幅広く検討を行つていかねばならぬものと思つております。

このような中で、平成十六年度の地方財政は、引き続き大幅な財源不足が生じることと見込まれます。したがいまして、地方交付税法第六条の三第二項の規定に該当することと相なりました。

そのため、交付税特別会計借入金の償還の繰り延べ、建設地方債の増発などを行つてもなお生じます財源不足につきましては、引き続き国と地方が折半してこれを補てんすることといたしまして、国負担分につきましては國の一般会計から交付税の加算、また、地方負担につきましては特例的な地方債、いわゆる臨時財政対策債によりまして補てん措置を講じる制度の改正を行いまして、これに基づいて交付税法改正案を今国会に提出いたしております。

次に、地域再生事業債の拡大や財政健全化債の運用についてのお話がございました。

地方財政の健全化に必要な理由は先ほど申し上げたとおりでありまして、地方団体においても一

層の御努力をいただかねばならぬ必要がありますが、それでもなお予算編成が困難というような団体に対しましては、地域再生事業債の活用や財政健全化債の弾力化の措置を講ずることとしたしております。

これらの地方債の次年度以降の取り扱いについては、三位一体の改革の進展状況や税収の動向、地方団体の財政状況などなど、総合的に勘案して判断することとさせていただきたいと存じます。

次に、三位一体の改革に対する民主党案についてお尋ねがありました。

民主党の予算案については、それに対応する地方の歳入歳出の見込みが作成、公表されておりませんので、適切な地方財源の確保がなされているかどうかという点に私どもとしては疑問があります。

個別の点につきましては、補助金の改革は個別に精査しつつ進めていくことが必要であると私は思っておりますが、補助金の大半を極めて短期間に一律交付金化することとしておられる点、また、五・五兆円の税源移譲の具体的な制度設計が余り明確でない、次に、三・四兆円の地方交付税の減額が地方の財源確保の観点から適切なものであるかどうかが不明等々の点で問題点があるようを感じております。

次に、人の分権に関するお尋ねがありました。

地方を元気にするためには、これは当然のこと

として、分権を推進する必要があるのは当然なんですが、そのために、事務権限や財源の移譲とともに、地域を担う人材の育成とその確保が不可欠

ということに関しては、私もそのように感じております。

こうした観点から、部内の職員の資質向上のほか、新たな職員の採用や都道府県から市町村への職員の派遣など、多様な手法を活用すべきということも、私も同じように考えております。

御指摘のありました岩手県、宮城県の取り組みも大変参考になるところであります。総務省といたしましては、各地域におけるこうした取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

最後になりますが、郵政民営化に対してのお尋ねがありました。

今後の郵政事業のあり方につきましては、現在、経済財政諮問会議で議論が行われておりますのは御存じのとおりですが、この民営化といふものは、御存じのように、これはそもそも手段であります。民営化は目的ではありません。

次に、合併特例債についてのお尋ねがありました。

これは、平成十七年度三月時点での累積の発行予想額は三千五百億円程度になるものと見込んでおります。また、合併特例債を含め地方債の元利償還に要する経費につきましては、毎年度の地方財政計画の策定を通じまして歳出に適切に計上いたします。

郵政民営化についてのお尋ねがありました。

先ほど官房長官からも御答弁があつたとおりであります。

以上です。(拍手)

財政諮問会議において検討が進められておりまし

て、本年春ごろ中間報告を作成、秋ごろまでに国民にとってよりよいサービスが可能となる民営化案を取りまとめ、平成十七年に改革法案を提出することいたしております。

郵政民営化の法案作成をどのような体制で進めることかにつきましては、現時点ではまだ決まっておりません。

最後になりますが、郵政民営化に対してのお尋ねがありました。

今後の郵政事業のあり方につきましては、現在、経済財政諮問会議で議論が行われておりますのは御存じのとおりですが、この民営化といふものは、御存じのように、これはそもそも手段であります。民営化は目的ではありません。

次に、合併特例債についてのお尋ねがありました。

これは、平成十七年度三月時点での累積の発行予想額は三千五百億円程度になるものと見込んでおります。また、合併特例債を含め地方債の元利償還に要する経費につきましては、毎年度の地方財政計画の策定を通じまして歳出に適切に計上いたします。

郵政民営化についてのお尋ねがありました。

先ほど官房長官からも御答弁があつたとおりであります。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) 松野頼久君。

〔松野頼久君登壇〕

○松野頼久君 民主党の松野頼久でございます。

民主党・無所属クラブを代表して、所得譲与税法案について質問をいたします。(拍手)

中央から地方だ、自治だ、税源を含めて県議会や市議会などにもっと権限、税源を出していい、地方にもっと財源、裁量権を与えていい、その中で補助金、交付税をどのように減らせるのかだ。また、税源譲与についても平成十六年度中に確かに実行。これは、経済財政諮問会議などにおける総理の過去の発言であります。しかし、現在政府が示している三位一体改革の内容は、こうした総理の言葉が完全にかけ声倒れで終わっていることを示しています。

総理は、平成十八年までに四兆円の国庫補助負担金の削減を指示し、その削減額のうち、義務的事業は全額、それ以外については八割を、国から地方自治体へ税源譲与するという方針を示しました。その結果、平成十六年度は、暫定措置として、四千二百四十九億円の所得譲与税、二千三百九億円の税源譲与予定特例交付金が創設されようとしています。

しかし、三位一体改革の今年度分を見る限り、補助金削減や税源譲与とともに、そのスケールが余りにも小さ過ぎるではありませんか。税源譲与額が小さいからこそ、本法案の所得譲与税という暫定措置がとられることになつたのです。同時に小さな観点でなければならぬと、たびたび本会議で答弁をいたしてまいりましたとおりであります。

に、これは本格的な税源移譲の実施が先送りされたことを意味しています。わずか四千数百億円の所得譲与税という中途半端な暫定措置では、地方分権の名が泣きます。

思い起こせば、片山前総務大臣が示したいわゆる片山プランには、五・五兆円の税源移譲が盛り込まれていました。あの片山プランはどこに行つてしまつたのでしょうか。片山プランの五・五兆円がほこにされ、四千億円余りの所得譲与税に化けた理由につきまして、現総務大臣にお伺いをいたしました。

税源移譲の規模が小さいことは、国庫補助負担金の削減が足りないとの裏返しでもあります。

例えば、全国知事会は、国庫補助負担金の対象

事業を個別に精査した上で、八兆九千億円の国庫補助負担金を廃止し、七兆九千億円の税源移譲を提言しています。廃止すべき補助金の項目を示し、この事業は自分たちでできる、自分たちなりより効率よくできるから財源をくれ、こういう提案がありました。全国市長会は、市町村向け補助金十五・三兆円のうち、五・九兆円を廃止し、約五兆円を税源移譲するように提言をしています。

これに対し、小泉内閣の提示した数字は、四兆円の補助金削減にすぎず、最終的な税源移譲額はいまだに不明であります。補助金削減の目標額を四兆円とした根拠及び平成十八年度における最終的な税源移譲額について、総務大臣に質問をいたします。その上で、今後、補助金廃止額と税源移

譲の目標数値を見直すつもりはないのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

ここで、我々民主党の地方分権改革案について一言触れておきます。

我々の予算では、二十・四兆円の地方に対する補助金のほとんどを廃止し、五・五兆円を所得税から個人住民税へダイレクトに税源移譲を行います。中途半端な所得譲与税は創設いたしません。

加えて、十三・二兆円の一括交付金の創設を行います。その結果、約十九兆円のお金を地方がそれぞれの裁量で自由に使えるようになります。これこそが眞の地方分権の形だと考えております。(拍手)

次に、所得譲与税法案の中身についてお伺いをいたしました。

同法案によれば、公立保育所運営費にかかる補助金が廃止をされ、所得譲与税として税源が地方へ移譲されることになっています。一見、自主財源化によって地方の裁量が拡大するかのような錯覚にとらわれます。しかし、国が基準作成の権限を握り続ける限り、地方の自由度は高まりませ

ん。地方の自由度をより高めるという観点から、民主党政権は、生活保護などはナショナルミニマムとして国が行うべき事業であり、それ以外の国庫補助負担事業こそをドラッグ・スチックに削減すべきであると考えます。厚生労働大臣に、生活保護費の

国庫補助負担率の引き下げについての見解をお伺いいたします。また、麻生大臣はこの点に消極的な見解と聞いていますが、今もその考えに変わりはないか、お聞かせください。

次に、三位一体の改革の今後の見通しについて伺います。

総理の掲げた四兆円の補助金削減のうち、今年度の一兆円を実現する段階ですら、各省庁の強い

今後十五年ぐらいの間は教職員の退職者が増加することが明らかであり、退職手当の総額が現状よりも大幅に膨れ上がることは必至であります。

今後の状況によっては国庫負担へ戻すということさえ公然とささやかれています。よもや、そのような後退はないかと思いますが、今回廃止する予定の義務教育費国庫負担金退職手当分を国庫負担に戻す可能性について、文部科学大臣、総務大臣の両名に伺います。

次に、生活保護費の国庫補助負担率引き下げについてお伺いをいたします。

今回の補助金削減の検討段階で、厚生労働省は、生活保護費の国庫補助負担率引き下げを提案いたしました。今年度は見送られましたけれども、平成十七年度には実施される予定とのことであります。

今回の補助金削減の検討段階で、厚生労働省は、生活保護費の国庫補助負担率引き下げを提案いたしました。今年度は見送られましたけれども、平成十七年度には実施される予定とのことであります。

また、この四兆円で補助金改革が終わるようでは、眞の地方分権にはとてもほど遠く、三位一体が聞いてあきれるばかりであります。平成十八年度以降の補助金改革の将来像について、総務大臣から説明を求めます。

まさか、これで終わりと、いうことではないでしょうか、小泉内閣のことですから、郵政改革、年金改革、道路公団改革と同じように小手先の対症療法を繰り返しても、私たちは驚きません。

(拍手)

三位一体の改革は、補助金削減、交付税改革、税源移譲、これらが同時に一体に行われるからこそ三位一体であつて、そのうちの一つが先送りされても欠陥品になってしまいます。国の歳出削減のためだけの改革では、地方がぼろぼろになってしまいます。現に、補助金の削減と交付税の総額抑制ばかりが先行して税源移譲が先送りになつた結果、地方自治体からは、予算が組めないと

抵抗が見られました。出だしから既にこの騒ぎでは、先が思いやられるばかりです。

ここで、基本的な数字について確認を求めます。

政府の計画では、平成十八年度までに四兆円の補助金を削減するということになりますが、この数字には昨年度の削減分が含まれるとの説もあります。来年度、再来年度の二ヵ年であと幾ら削減する必要があるのか、総務大臣に質問をいたします。

また、この四兆円で補助金改革が終わるようでは、眞の地方分権にはとてもほど遠く、三位一体が聞いてあきれるばかりであります。平成十八年度以降の補助金改革の将来像について、総務大臣から説明を求めます。

まさか、これで終わりと、いうことではないでしょうか、小泉内閣のことですから、郵政改革、年金改革、道路公団改革と同じように小手先の対症療法を繰り返しても、私たちは驚きません。

(拍手)

三位一体の改革は、補助金削減、交付税改革、税源移譲、これらが同時に一体に行われるからこそ三位一体であつて、そのうちの一つが先送りされても欠陥品になってしまいます。国の歳出削減のためだけの改革では、地方がぼろぼろになつた結果、地方自治体からは、予算が組めないと

悲鳴が聞こえてくるばかりであります。

私の地元、熊本県を例に挙げさせていただきま

すと、補助金の削減、交付税の総額削減が合わせて約三百七十億円、それに対して、暫定的に移譲

されるのはたった約六十億円、差し引き三百十億円の減となっています。この現状をどのようにお考えになるでしょうか。

与野党を問わず、地方の深刻な状況に大きな危機感を抱いている議員も多いことでしょう。総務大臣、こうした地方の危機的状況をどのように認識し、どのような対策をとるつもりがあるのか、質問をいたします。

次に、市町村民税の均等割について質問いたします。

今回の地方税法改正では、現行の二千円、二千五百円、三千円となっている税率区分を廃止し

て、税率を全国一律三千円に統一するとされています。なぜ、二千円ではなく、三千円の最高額に合わせるのでしょうか。総務大臣、お答えください。

最後に、固定資産税についてお伺いをいたします。

麻生大臣は、自民党的政調会長のときに、土地の値段が下がっているのに税収は三倍になつてい

る、評価額を五〇%に下げるべきだと、平成十四年十一月に日本記者クラブで発言をされ、それ以外にも、たびたび固定資産税の減税について言及をされてまいりました。

しかし、今回の改正では、自治体の判断で負担水準ではなく評価基準を引き下げる方が明らかに有効であるのに、なぜこのような改正としたのでしょうか。総務大臣に伺います。

固定資産税を所管する大臣になられたのですから、大臣の持論を実現する最大のチャンスではないでしょうか。持論のとおり評価基準を五割に引き下げなかつた理由をお聞かせいただきたいと思います。

また、平成四年に、全国でばらつきのある土地の評価基準を均等にするという理由で、旧自治省

の告示で、土地の評価額を平成六年から一律七割に引き上げました。それにより事実上の大増税となり、全国で税額を不服として約二万二千件の審査申し出がありました。税額に直接直結する評価基準を告示により変更するということは租税法律主義に反すると考えますが、総務大臣の所見を伺います。

現在の不況は、バブル経済崩壊の引き金となつて、金融と税制による地価抑制策によるものであります。土地関連税収の約三分の一を占める固定資産税の過重の負担を軽減することが地価下落解消の

最も効果だと私は考えます。地価下落にもかかわらず、固定資産税評価額が高まりをしているた

め、地方都市の商店街や中小企業の経営者の間に

は重税感が募っています。次の平成十八年度の

評価がえの際には、政府はどのようにお答えにならつもりでしようか。総務大臣に伺います。

小泉内閣の進める地方分権は、財務省主導であ

り、国の財政をスリム化することが先行し、地方

にとつては、都市と地方、地域と地域の格差の拡

大を助長し、小規模な自治体を生殺しにするもの

であります。そこには、国と地方が痛みを分かち

合うという共助の精神もなければ、地方に対して

みずからやる気を起こさせるインセンティブ付与の仕組みもありません。これが小泉内閣の限界で

あります。その限界を民主党が打ち破り、本当に

あります。その限界をもたらす地方分権の改革を我々が実

行することを誓い、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) いわゆる片山プランにつきまして、所得譲与税によります税源移譲についてのお尋ねがありました。

片山前総務大臣が平成十四年五月に提案されました五・五兆円の税源移譲は、当面、国と地方の

いわゆる税源配分を一対一とすることを目標として、同規模の国庫補助負担金の削減とあわせて税源移譲を実施するということを提案されたのが、その内容であります。

このような提案などを踏まえまして検討されました結果、平成十五年六月の基本方針二〇〇三におきまして、三位一体改革の基本方針が決定されましたところであります。

平成十六年度におきましては、この基本方針二〇〇三に沿つて、国庫補助負担金について一兆円規模の廃止・縮減を行うこととし、そのうち、対象事業を引き続き地方が主体となって実施する必要のある国庫補助負担金約二千四百億円、正確に二千四百四十億円につきましては一般財源化することとしておりまして、税源移譲対象額として精査した額の二千九十八億円につきましては、平成十五年度の国庫補助負担金の一般財源化と合わせまして、所得譲与税として税源移譲することとしたところであります。合計四千二百四十九億円となつております。

このような所得譲与税による税源移譲は暫定措置でありますのは御存じのとおりで、今後の補助金改革の状況を踏まえつつ、平成十八年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することといたしております。

次に、補助金の削減目標額と税源移譲額についてのお尋ねもあつております。

次に、補助金の改革につきましては、同じく基本方針二〇〇三におきまして、地方分権改革推進会議が示しました重点十一項目に含まれます国庫補助負担金等につきまして、改革工程に沿つて改革に取り組むこととしておりまして、公共事業

官報 (号外)

につきましては、重点項目として市町村事業等に係る国庫補助負担事業について原則廃止・縮減していくこと等に加え、行財政の効率化等の観点からも改革に取り組むこと、さらには、対象期限が平成十八年度までであること等を総合的に勘案し、地方団体向け国庫補助負担金二十兆円のうち、おおむね四兆円程度をめどに改革を行うという目標を決定いたしたものであります。

また、税源移譲につきましては、廃止する補助金の対象事業の中で引き続き地方が主体となつて実施する必要がありますものにつきましては、個別事業の見直し、また、その内容を精査していたが、所要額を税源移譲することとしておりまして、その規模につきましては、補助金改革の状況に応じて検討してまいります。

義務教育費国庫負担金の退職手当分の取り扱いについてのお尋ねがありました。

義務教育費国庫負担金につきましては、昨年の六月に閣議決定をいたしました基本方針二〇〇三によって、その全額の一般財源化について、平成十八年度末までに所要の検討を行うこととされておりまして、退職手当等に係る部分の取り扱いにつきましては、その検討結果が明らかになった時点で、その結論を踏まえまして具体的な対応を決定すべきものと考えております。

次に、生活保護費の国庫負担率の見直しについてのお尋ねがあつております。

生活保護は、これは御存じのように、全国一

につきましては、重点項目として市町村事業等に係る国庫補助負担事業について原則廃止・縮減していくこと等に加え、行財政の効率化等の観点からも改革に取り組むこと、さらには、対象期限が

的に行財政を行つていう制度の基本的な性格がございますので、地方の自由裁量が許されない行政分野となつております。このため、全国知事会を初め地方団体も、生活保護費負担金の廃止・縮減に強く反対しているところであります。こうしたことから、総務省いたしましては、生活保護費負担金の負担率カットに一貫して反対してきましたところであります。

今後も、昨年末の政府・与党の決定の趣旨に沿いまして、関係省庁や地方団体等の間において、生活保護制度のあり方につきまして検討を進めていくことにいたしておりますが、その際、制度の抜本的な見直しを伴わない、いわゆる単なる負担率の引き下げなどという内容のものは、これは断じて容認できないものだと考えております。

次に、平成十七年度以降の補助金改革についてのお尋ねがあつております。

これまで、平成十五年度に改革の芽出しということで約五千六百億円、翌年の平成十六年度には一兆円の改革を行い、これらを踏まえて税源移譲を行うなど、着実にその実績を上げてきておりますのは御存じのとおりです。

今後の補助金改革につきましては、これまでの実績を踏まえつつ、平成十八年度までにできる限り三兆円程度を目指し、最大限の努力を行つてまいりたいと考えております。

なお、おおむね四兆円程度という目標は、あくまで平成十八年度末までの取り組み目標として

閣議決定されたものであります。おおむね四兆円程度の補助金改革とそれに対応した税源移譲が最終的な目標というわけでは必ずしもないことは、御想像のとおりです。

平成十六年度の地方財政への認識及び対応につきましてのお尋ねがありました。

今回の交付税総額の抑制につきましては、地方財政が非常事態とも言えるような状況にあることを勘案いたしまして、三位一体の改革を進めていますが、中におきましても、財政健全化というものを進めていくためにはこれは避けては通れないものと判断して、決定をさせていただいております。

したがいまして、各地方団体におきまして、その財政健全化につきましては一層の努力を図つていただきながらぬことは当然であります。それでもなお財源不足が生じ、予算編成が困難というような団体に対しましては、地域再生事業債の活用並びに財政健全化債の弾力的運用の措置等によつて対応させていただきたいと存じます。

次に、個人市町村民税均等割の税率、年額三千円につきましての理由についてのお尋ねがありました。

御存じのように、商業地等に係る固定資産税につきましては、いわゆる七割評価のもとで算定されておりました評価額の七〇%を課税標準額の上限として課税を行つてゐるところであります。

今回の税制改正におきましては、課税標準額の上限七〇%につきましては、経済界等々から引き下げを行ふべきとの強い要請があつておりますのは御存じのとおりです。

一方で、平成十五年度の固定資産税は、評価がえなどの影響によりまして大幅な減収となる見込みであることなどから、自己決定、自己責任とされることが、この均等割は、税収総額で個人住民税の税収全体の二%という極めて低い水準でありますので、このため、税率の統一をきましては、全国一律ということではなく、市町村の判断で、条例により税額を減額できる仕組みを創設することにしたというのが、その背景であります。

次に、個人住民税均等割の見直しによる增收額についてのお尋ねがあつております。

今回の見直しによる平年度の增收は、市町村民税均等割の人口段階別の税率区分の廃止によりまして二百十六億円、また生計同一、一緒におられる奥さんに対する、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止によりまして三百二十三億円と見込んでおるところであります。重ねて申し上げますが、平年度であります。

九

次に、固定資産評価基準の七割評価事項についてのお話があつております。

固定資産の評価の基準や評価の実施の方法及び手続、いわゆる固定資産評価基準につきましては、その内容が極めて専門的で技術的な性質を持つてることから、地方税法の規定によりまして、その作成が総務大臣に委任されております。第三百八十八条第一項と書いてありますが、この法律によりまして決められておりまして、租税法

律主義に反するものという御意見は当たつていなければ、それに沿つておるものと思つております。このことは、裁判例においても認められているところでありまして、平成十三年二月二日、大阪高裁判決も、この趣旨に沿つております。最後になりましたけれども、平成十八年度評価

がえに当たつての考え方についての御質問があつております。(拍手)

平成十八年度の評価がえに当たりましては、負担水準の状況や市町村の財政状況などを十分に踏まえまして、また、今回創設することとしたおります条例減額制度の実施状況も見ながら、固定資産税の税負担のあり方について、今後とも慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

〔國務大臣坂口力君登壇〕

○國務大臣(坂口力君) 松野議員からお尋ねがございました二点でございます。

第一点目につきましては、保育所の運営費についてのお尋ねでございました。

公立保育所につきましては、自治体がみずからその責任に基づきまして設置していることにかんがみまして、運営費を一般財源化したところでございます。民間保育所につきましては、市町村が設置する公の施設とは異なりまして、今後とも引き続き、運営費につきまして国が負担を行なうべきものと考えております。

保育所の基準につきましては、児童の健康を守り、心身の健全な育成を図るために必要な最低基準といたしまして、施設や職員配置の基準を定めているものでございます。引き続きまして最低の基準を維持する必要があると考えております。

しかし、今回の一般財源化に伴いまして、公立保育所と公立幼稚園の相互の連携が容易になること、従来の運営費における使途の制限がなくなること等におきまして、地方の自由度が高まるものと考えております。

もう一つ、生活保護につきましてのお尋ねがございました。

国庫補助負担金の見直しにつきましては、平成十八年度までの三年間で四兆円という改革の規模がございます。厚生労働省の地方公共団体向け予算の八割以上が、医療、介護、生活保護などの制度的な経費でございます。改革の実現のためには、国庫補助負担割合の変更は避けて通れない問題だというふうに考えております。

障という国の責任を果たすものであります一方で、実際の認定、支給等の事務は地方自治体に分担をしていただいているものでございます。地方が必要とする財源の確保ということが大前提でございますが、この大前提の上で、昨年末、国庫補助負担割合の引き下げを提案したところでござります。

特に、生活保護につきましては、最低生活の保障という国の責任を果たすものであります一方で、実際の認定、支給等の事務は地方自治体に分担をしていただいているものでございます。地方

が需要とする財源の確保ということが大前提でございますが、この大前提の上で、昨年末、国庫補助負担割合の引き下げを提案したところでござります。

この問題につきましては、今後、総務省あるいは地方公共団体ともよく協議を重ねまして結論を得たいと考えているところでございます。(拍手)

〔國務大臣河村建夫君登壇〕

○國務大臣(河村建夫君) 国庫負担の対象外とする予定の義務教育費国庫負担金の退職手当を、今後の状況により国庫負担へ戻す可能性についてのお尋ねでございました。

義務教育費国庫負担金の退職手当につきましては、昨年六月の経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三等を踏まえ、国庫負担の対象外とするための法案を今国会に提出しているところでありまして、再び国庫負担の対象に戻すことはあらかじめ想定していないところであります。

なお、昨年十二月の三位一体の改革に関する政府・与党協議会の決定を踏まえて、税源移譲の時期といった退職手当等に係る最終的な取り扱いは今後決定されるべきものと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 樹屋敬悟君。

〔樹屋敬悟君登壇〕

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました平成十六年度地方財政計画及び地方税法等の一部を改正する法律案など関連三法案に対しまして質問を行います。

今回の関連三法案や平成十六年度の予算案などを見ますと、改めて地方分権改革による大きな変化を感じる次第であります。と同時に、地財計画の歳出の見直し、とりわけ臨時財政対策債を含めた交付税額一二%の抑制などは、先ほどから議論がありますように、地方団体にとりましてはまさに厳しい数字であり、改革の必要性は理解しているものの、これでは平成十六年度の予算が組めないという地方団体の不安の声が伝わってきているのも事実であります。

そこで、まず総務大臣にお伺いしたいのであります。三位一体改革の真の目的は何であつたのか、そして、今回の関連法案の姿や十六年度予算案の姿はその目的に即したものなのかどうか、総務大臣の見解を伺いたいのであります。

三位一体改革は、十七年度も十八年度も統いてまいります。その一步を踏み出した今、それぞれの自治体に何を求めるのか、政府の具体的なメッセージを出していただきたいのであります。総務大臣、全国三千二百の市町村に対する応援歌とし

て、ぜひともお答えをいただきたいのであります。

さて、三位一体改革は、手順が大事であります。

この手順を誤りますと、地方団体から国の財政再建のためだけの改革だと批判を招きます。

三位一体改革は、地方団体の理解と主体的な取り組みがなければ成り立たないのであります。廃止・縮減される国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方団体が実施する必要のあるものにつきましては、ぜひとも税源移譲が実現されなければなりません。

今回の改革については、地方から見ると、所得税から住民税への税源移譲の道筋が示されたものの、国庫補助負担金の削減一兆三百億円のうち純粹な税源移譲と言えるものは、「所得譲与税のわずか二千二百億円ではないかとの声もあるわけあります。今後、十八年度までの改革の中で税源移譲をどのように進めていかれるのか、財務大臣の所見を伺いたいと思います。

私ども公明党は、全国で三千四百名を超える地方議員を擁しております。地方議員も参画する地方分権改革推進委員会を設置し、三位一体改革に取り組んできたところであります。自民党議員から苦しい声が届けられております。自民党の皆さんも同様の状況と伺います。(拍手)

こうした与党の取り組みを受けて、総務省においては、一般財源負担の軽減を図るため、八千億円の地域再生事業債の拡大や財政健全化債の弾力

的運用などを打ち出されたようではあります。総務大臣にお伺いをいたします。

せんずるところは地方団体の借金であり、厳しい事態の中で地方財政への本当に対応になるのかどうか。また、地域再生事業債の元利償還金について地方交付税の基準財政需要額に算入するなど、再び地方財政上のモラルハザードになるのではないか、三位一体改革の目的に逆行しかねないと危惧いたしますが、いかがでありますか。(拍手)

私は、今こそ、市町村合併を含めた本格的な地方行政改革に取り組まなければならないと強く感ずる次第であります。先ほどからの民主党の皆さんの議論の中にこの点がないのはいささか寂しいわけですが、事務事業の見直しや組織機

構の簡素効率化、外郭団体の統廃合など行政運営全般にわたる改革について、諸般の事情により取り組みが進んでいない団体があるのも事実であります。

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 横屋敬悟議員から五つ

の御質問をちょうだいいたしております。

三位一体の改革について、まず最初にお答えをります。

例えば、私ども公明党が主張しております都道府県の知事の皆さんなどの退職金制度は、いまだに国民の目線からすると改革が不十分と考えます。

こうした取り組みも含め、地方行革が今どの程度進んでいるとお考えなのか、総務大臣の所見をお伺いしたいと思います。

総理は、過日の衆議院本会議におきまして、我が党の神崎代表のむだ遣い一掃対策本部の提言を受け、内閣に検討チームを設けることを明言さ

れ、既に行政効率化関係省庁連絡会議を設置されました。迅速な対応を評価したいと思

いるところであります。

平成十六年度におきましては、この方向に沿いまして、国庫補助負担金につきましては一兆円の特段の支援策を国としても打ち出せるように、総務大臣のさらなる取り組みをお願いしたいと思

ますが、いかがでありますか。

最後になりますが、私は、十八年度までの三位一体改革に当たっては、今後、単に自治体の財政を抑制するのではなく、あくまでも地方の主体的な行政改革を促進する方向でなければならぬと強く主張し、このたびの法改正やさまざまな措

置が全国の自治体の懸命な努力と相まって大きな成果を上げることを祈つて、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

三つの改革について、まず最初にお答えを申し上げます。

御存じのように、この三位一体改革は、地方分権という理念に沿いまして、歳入歳出面での地方の自由化を進めまして、これによって利益と負担の関係を明確化し、地方がみずから支払をみずから権限、みずから責任、みずから財源で賄う割合をふやすことによって、住民にとりまして真に必要な行政サービスを地方自治体がみずから責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大す

ることを本来の目的としたとして、それを目指して

いるところであります。

一方、地方財政は、平成十六年度末の借入金残高が約二百四兆円と見込まれるなど非常事態とも言える状況にありまして、三位一体の改革を進めしていく中におきましても、地方歳出の抑制というものを通じまして財源不足を圧縮し財政健全化を進めることは、これは避けては通れぬところだと思つております。

したがいまして、各地方におきましては、今回

の地方財政対策に沿いまして、それぞれ歳出をいろいろ踏み込んでいたのでこれまで以上に厳しく見直していただき、財政の健全化につきまし

て一層の努力を図つていただきたいと考えております。

次に、地域再生事業債や財政健全化債による地方財政への対応についてのお尋ねがあつております。

まず、地域再生事業債は、各地方団体の平成十六年度におきます地方単独事業の実施状況に応じまして、一定の要件を満たしております地方団体、当該団体におきましては、通常の地方債の充当に加えまして、一〇〇%までの範囲内で地域再生事業債を充当することができることとするようにいたしております。

また、財政健全化債につきましては、行財政改革の確実な取り組みにより将来の財政負担の軽減が確実に見込まれるというようなところにつきましては、その範囲内において発行可能額の拡大と充当事業を拡大するという方向にいたしております。

これらの措置によりまして、各地方団体の財政運営が円滑に行われますよう、きめ細かく個別の相談に応じ、適切に対処してまいりたいと考えております。

なお、これらの地方債に係ります返済、元利償還金につきましては、後年度の地方財政計画の公債費に計上することによりまして地方交付税等の所要の財源を確保するとともに、地域再生事業債の元利償還金につきましても、交付税の基準財政需要額の算定に用います単位費用にも算入いたし

まして、各地方団体の財政運営に支障の生じるとのないよう対処してまいりたいと存じております。

地方再生事業債の元利償還金についてのお尋ねが重ねてあつておりました。

地域再生事業債に係ります元利償還金の基準財政需要額への算入につきましては、各地方団体の実際の元利償還金を指標として設定するものではあります。標準的な団体におきます標準的な発行額を想定しております、その元利償還金を単位費用に算入する標準事業費方式によることとしたしております。

したがつて、御指摘のように、地方財政上いわゆるモラルハザードが起きるのではないかというようなことにならないよう努めなければならぬと思っております。

行革についてのお尋ねがあつてありました。総務省では、地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針、いわゆる地方行革推進指針というものを策定して、種々の行政改革の取り組みを要請するなど、地方の行革の促進に努めてきたところであります。

地方公共団体では、市町村合併に対します真剣な取り組みとともに、定員管理や給与の適正化、行政評価システムの導入や事務の外部委託の推進などの積極的な取り組みが行われているところであります。

ありますのは御存じのとおりです。地方公共団体では、厳しい財政事情のもと、行財政改革に懸命

に取り組んでおられるものと考えております。

例を申し上げれば、地方公務員につきましては、平成七年から九年連続して地方公務員総数は減っております。地方公務員の給与水準、いわゆるラスパイレス指数につきましても、既に全国の四分の三以上の団体が一〇〇未満であります。すべての地方公共団体平均でも一〇〇・六、一昨年の四月一日現在などなど、全体的に低下基調にあるところでございます。

また、御指摘をいただきました都道府県知事の退職手当につきましては、都道府県議会の審議などを通じて、住民の十分な理解と支持が得られるところです。

最後になりましたが、行政効率化関係省庁連絡会議と地方行政改革の支援策についてのお尋ねをき強く要請をしてまいりたいと思っております。

この会議には、総務省からも自治行政局長を参加させておりまして、会議での議論に活用可能な地方における取り組み事例を提供するなどの協議がございます。

これにつきましては、三位一体改革の一環として、平成十八年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うというのが大方針でござります。そして、それまでの間は、所得譲与税によりまして暫定的に税源移譲を行うということにしております。

したがいまして、今後、こういう方針のもとで、補助金改革の成果を踏まえながら、着実に税源移譲を実施してまいりたいと考えております。

(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

の民間委託等の実施率や取り組み事例等の情報を提供しながら、全地方公共団体に改めて民間委託の推進の観点から事務事業の総点検を再要請したいと考えているところです。

今後とも、地方行革にかかわります情報提供や必要な助言等を行うとともに、新たな民間委託の準備や移行につきまして地方財政措置を行うなど、地方公共団体の自主的な行財政改革の促進を我々としては援助し、かつ、一層取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

官 報 (号 外)

○議長（河野洋平君） 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十七分散会

出席國務大臣

理事 山内おさむ君（理事山田正彦君去る一月十六日委員辞任につきその補欠）
理事 佐々木秀典君（理事河村たかし君去る十七日理事辞任につきその補欠）

○議長の報告

一、去る十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

總務委員會

理事	伊藤 忠治君（理事安住淳君去る一月 十六日委員辞任につきその補欠）
理事	松崎 公昭君（理事武正公一君去る一 月十六日委員辞任につきその補欠）
理事	松野 賴久君（理事黄川田徹君去る一 月十六日委員辞任につきその補欠）

法務委員會

理事 永田 寿康君（理事山花郁夫君去る）
月十六日委員辞任につきその補欠

平成十六年二月十九日 衆議院会議録第十号

議長の報告

報 (号外)

官

官 報 (号外)

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十六年二月十七日

総務委員長 佐田玄一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び検察行政に関する事項
三、国内治安に関する事項
四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

三、調査の方法

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

四、調査の期間

本会期中
平成十六年二月十八日

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十六年二月十七日

法務委員長 柳本 隆治
衆議院議長 河野 洋平殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要

求に対し、議長は昨十八日いづれもこれを承認

した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文部科学行政の基本施策に関する事項
二、生涯学習に関する事項
三、学校教育に関する事項

四、科学技术及び学術の振興に関する事項

五、科学技術の研究開発に関する事項
六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項

七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適

正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十六年二月十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
国土交通委員長 赤羽 一嘉

(質問書提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国立大学法人の運営費交付金算定ルールに関する質問主意書(島聰君提出)

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国土交通行政の基本施策に関する事項
二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項

項

四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
六、北海道開発に関する事項
七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十六年二月十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
国土交通委員長 赤羽 一嘉

(質問書提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国立大学法人の運営費交付金算定ルールに関する質問主意書(島聰君提出)

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日

平成十六年二月十九日

衆議院会議録第十号

発行所
〒105-1844
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電話
03-3587-4294

定価
(本体) 110円
一部 115円